

GREEN×EXPO 2027 会場内学習プログラム開発及び運営業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「GREEN×EXPO 2027 会場内学習プログラム開発及び運営業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守すること。

(3) 件名

GREEN×EXPO 2027 会場内学習プログラム開発及び運営業務委託

(4) 履行期限

契約締結の日から 2028 年 3 月 31 日（金）まで

※本業務は会期中の運営、および閉幕後の実施報告書のとりまとめ期間を含む。

(5) 履行場所

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会事務所、博覧会会場

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）は、2027 年 3 月に開催することを国際園芸家協会（AIPH）から正式承認され、2022 年 11 月に博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。

協会は 2023 年 1 月に 2027 年国際園芸博覧会基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、基本計画第 9 章コミュニケーション計画において、「若年層への本博覧会のテーマや開催意義、SDGs の行動促進を目的とし、ESD（持続可能な開発のための教育）、アクティブ・ラーニングなど、実際の教育現場に即した支援を実施する。」旨規定。これまでに「教育旅行コンセプトブック」および「小中学生向け探究学習用デジタル教材」「高校生向け教育プログラム」を制作してきた。

本業務は、これまでに制作した啓発用教材をふまえ、博覧会会場の展示と結びついた体験型学習の機会を児童・生徒に提供することを目的とする体験学習プログラムを通じて、既存コンテンツによる学びをさらに深めるとともに、環境や食、農、園芸、まちづくりなど幅広い分野への興味・関心を喚起し、地球規模の課題や持続可能な社会の実現について主体的に考える機会を創出する。また、博覧会での体験が、児童・生徒一人ひとりの将来の進路選択や今後の学びを深めるきっかけとなる

ことを目指す。

○参考：公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

(2) 業務の基本方針

受託者は、以下の基本方針に基づき業務を遂行すること。

- ・ 会場展示と結びついた体験学習プログラムの設計
花・緑・農・里山といった会場固有の自然資本を教材化し、五感を総動員する学習体験を設計すること。また、文部科学省が提唱する GIGA スクール構想により配布されたデジタルツールを用いた企画を 1 つ以上提案すること。
- ・ ターゲット別アプローチ
小中高それぞれの学習指導要領や興味関心に基づき、明確に差別化されたコンセプトを設定し、画一的ではない学びを提供すること。
- ・ 異年齢交流による相互成長
大学生等が、小・中・高校生を導くファシリテーターとして参画する制度を導入すること。年齢の近い先輩とのコミュニケーションを通じ、参加する児童・生徒の主体的な学びを引き出すとともに、支援する側の学生自身も運営経験を通じて成長するモデルを構築すること。
- ・ GREEN×EXP02027 デジタル×探究教材を意識したプログラム構成
協会が作成した小学生・中学生・高校生向けの GREEN×EXP02027 デジタル×探究教材を意識したプログラムとすること。事前に上記のプログラムを学習した生徒が、会場内において本事業で作成したプログラムを利用することにより学びを深めることにつなげることが望ましい。ただし、上記のプログラムを事前に学習していなくても利用できるプログラムにすること。

(3) 留意事項

- (ア) 本業務の実施にあたっては、協会及び協会の指定する有識者等の意見を聞きながら進めること。
- (イ) 有識者へのヒアリングの実施に係る費用及び手続一式は、本委託業務に含むものとする。
- (ウ) 業務の遂行に必要となる与件・諸元の設定支援を行うこと。その際、根拠や目的、算定内訳等を示し、メリット・デメリットや収入・コスト等を整理した資料を作成すること。また、必要に応じて、過去の博覧会や類似イベント・施設からデータ収集を行うこと。
- (エ) 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認すること。
- (オ) 本業務の他に、関連する複数の委託業務が並行して検討されており、他の委託

受託者と綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築すること。

(カ) 本業務遂行に必要な完了済みの各種委託業務の成果品は、本委託契約締結後に貸与する。

(キ) 受託者においては、協会の指示に従い本業務を遂行すること。

3 業務内容

受託者は、以下の(1)～(5)の業務を実施すること。なお、各項目の具体的内容については企画提案において受託者のノウハウを活かした効果的手法を提示すること。

(1) 年代別・体験型学習プログラムの企画

小・中・高校生それぞれの発達段階に応じ、事前・当日学習、振り返りが連動するよう企画すること。個人・学校団体問わず利用可能な内容であり、希望するすべての学年または学校に対し実施可能な内容にすること。各年代に対し、以下の方向性を踏まえたより教育効果の高い学習プログラムの2本立てのコンテンツを提案すること。提案するコンテンツの総数は2種類×3年代で合計6本とする。

提案するプログラムのうち1本は、事前予約のうえで、下記(5)のファシリテーターの案内のもと、会場内で学習を行うことを想定したものにする。もう1本は、当日申込または個人の利用でファシリテーターが案内しない状況において、下記(2)ツールを用いて自主的に学習が可能なものにする。

【小学生向け】

- 方向性：会場に広がる「幸せを創る明日の風景」を、五感を使って主体的に発見・体感できるフィールドワーク型の体験学習プログラムとすること。

【中学生向け】

- 方向性：他地域の同世代や海外からの参加者等、多様な主体との交流を通じて視野を広げる体験学習プログラムとすること。

【高校生向け】

- 方向性：大学等や産業界等と連携し、高度な課題解決やキャリア探究につながる体験学習プログラムとすること。

(2) タブレットなどの端末を使った学習環境の整備

- ツール要件：学校現場の多様なICT環境を考慮し、特定の機種やOSに依存せず利用可能な「Webアプリケーション」等の形式で提供すること。
- 責任分界点：利用にかかる通信費や端末の手配（持ち込み等）は利用者（個人・学校等）の責任範囲とするが、受託者はその負荷を軽減する仕様（軽量の通信、ブラウザ動作等）を設計すること。
- コンテンツ内容：位置情報やAR技術等を活用し、肉眼では見えない環境情報等を

可視化するなど、会場ならではの体験を拡張・深化させるゲーミフィケーション要素を実装すること。

※デジタル体験で完結させず、会場に足を運ぶ必然性のある内容とすること。また、デジタルに加えノンデジタルでの学習環境の整備も提案として受け付けます。

(3) 本プログラムの周知活動

- 開発した体験学習プログラムを全国の学校・教育委員会へ周知し、会場への来訪に際して、本プログラムの利用を促進すること。
- 教員向けの説明会等を実施するとともに、学校現場での導入を容易にするための指導案や評価基準を含む「ティーチングパッケージ」を作成・提供すること。

(4) 体験学習プログラムの運營業務

• 体験学習プログラムの予約から当日の受付場所の管理、事前予約・当日申込を行う個人・学校団体への受付対応といった受付業務全般の対応業務、プログラム利用者からのフィードバック回収および学校向け案内の作成

(5) 学生ファシリテーターの育成・運営

- 制度設計：地元の大学生等を、3.（1）で作成したプログラムを用いて会場内学習におけるガイドやファシリテートを行う者として起用するための募集・育成カリキュラムを策定すること。
- 運営体制：会期中、来場する児童・生徒のグループに対し、安全管理と学びのサポートを行う学生スタッフのシフト管理及び運営統括を行うこと。
- 費用負担：学生ファシリテーターへの謝金（給与）や交通費等の経費は本業務の委託費に含めるものとし、支払・管理業務は受託者において完結させること。
- 休憩場所については協会から提供するものとするが、具体的な場所・条件等については受託者と協会で協議のうえ、決定するものとする。
- ファシリテーターを5人起用し、会場内では4人（1名は休み）体制で運用し、1人当たり40人程度の団体を、1日で2回、2028年4月12日から同年6月30日のうち土日祝祭日を除いた期間案内することを想定しており、本想定に足りる人数のファシリテーターを起用することとする。ただし、雇用する人数は必ずしも5人である必要はなく、事前予約を行った学校団体への案内に足りる体制を構築できればよい。

(6) その他

- 協会が本プログラムとは別に実施する教育関係の各施策について、協会からの求めがあった際には、各施策との連携手段等について検討を行うこと。

4 成果品

(1) 業務実施計画書

- (2) 各種体験学習プログラム・コンテンツ一式（デジタル教材データ、指導案、ワークシート等）
- (3) 学生ファシリテーター育成カリキュラム及びマニュアル
- (4) 拠点施設運営・活用計画書（必要機能要件、運用マニュアル等）
- (5) 実施報告書（周知活動報告、運営実績、効果検証等）
- (6) その他、委託者が必要と認めるもの

5 その他

- (1) 業務の実施に関しては、提案内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止に万全を期すること。
- (3) 成果品（開発した教材、体験学習プログラム、データ等）の著作権等の権利は、すべて協会に帰属するものとする。
- (4) デジタル教材等の保守運用については、博覧会会期終了までを受託者の責任範囲として確実に行うこと。